

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 27 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 88）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

調剤報酬点数表関係

問1 ラゲブリオカプセル 200 mg (成分名：モルヌピラビル) (以下「本剤」という。) については、「疑義解釈資料の送付について (その 87)」(令和 3 年 12 月 24 日厚生労働省保険局医療課事務連絡) において、「時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする」こととされたが、評価療養として本剤の投与を行う薬局について、どのように考えればよいか。

(答) 「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」(令和 3 年 11 月 9 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡) に定める対応薬局として、各都道府県において取りまとめられたリストに掲載されている薬局において行われる本剤の投与については、評価療養に該当する。